

公 示 送 達 書

下記の者に係る固定資産税第 1 期の督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和 8 年 8 月 3 日

千葉県いすみ市長 小 路 正 和



記

氏 名	備 考
ショー・クリストファー・アール	
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。	